



## 1 条例の経緯

- ・2021年3月「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」(略称：**相互理解と意思疎通に関する条例**)を制定し、同年4月から施行
- ・条例で示す内容を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に基づく行動計画である「**相互理解と意思疎通に関する行動計画**」を条例に合わせ、同年4月から施行
- (※ 条例の主旨から所管課変更 障がい福祉課 ⇒ 行政改革推進課)

## 2 市役所における事業の推進

### (1) 意思疎通に関するガイドラインの運用・見直し

ユニバーサル市役所「とよた」ガイドラインの改定 (令和3年11月実施)

内容：条例の主旨に基づき「要配慮者が自分の意思を伝えられる豊田市」「誰一人取り残さずに情報を伝える豊田市」の実現を目指し、職員一人ひとりが実施者となって取り組んでいくための要配慮者への配慮の基準を見直し。

改定に当たって、障がい者計画推進懇話会委員に意見聴取意見を反映し、ガイドラインを作成



### (2) 職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施

- ア 朝礼における手話の実施 (障がい福祉課) (写真有)
  - 実施期間 令和3年12月1日～令和3年12月28日
  - (前回○実施期間 令和3年6月1日～令和3年7月2日)



【朝礼における手話の実施】

#### イ 庁内研修

##### ■ カラーユニバーサルデザイン研修 (写真有)

- 実施日 令和3年12月8日(水)
- 講師 人にやさしい色づかいをすすめる会 富永氏
- 参加者 会場43名 WEB15名 **計58名**
- ※愛知県カラーユニバーサルデザイン普及キャラバン隊事業の派遣活用



【カラーユニバーサルデザイン研修】

#### ウ 課内出張研修 (市民課) 講師等

- 実施日 令和3年11月17日
- ※各所属の自主的な取組により、条例の理解促進が加速

### (3) 配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進

全庁の窓口「筆談マーク」を設置 (令和3年12月)  
全650枚、190以上の所属及び交流館等に配布



## 3 市 (全体) における事業の推進

### (1) 条例の啓発資料の作成・情報発信 (令和4年1月末時点)

- ・ポスター (作成370部 配布済 **396部**) ※再利用含む
- ・パンフレット (作成1万部 配布済 **7736部**)

#### 特別啓発 (連携)

- 豊田中央図書館3階 (関連本の紹介) (写真有)  
令和3年12月4日～令和3年12月26日  
(前回：豊田市福祉センター1階 (社会福祉協議会))
- 特色のある学校づくり事業 (浄水小) 令和3年7月※4日間



【図書館でのブース展示 関連本貸出】

### (2) 意思疎通支援ツールの検討 (民間窓口等)

- ・コミュニケーション支援ボード (コンビニ版) の作成
  - 内容 (株)セブンイレブンジャパンと連携し、コンビニで使用できるコミュニケーション支援ボード案を作成
  - 展開 当事者等の意見を踏まえつつ、市内店舗への展開を検討



### (3) 市民・事業者向け体験講座等の実施

- ・体験！手話教室の実施
  - 実施日 令和4年1月23日(日) <聞こえない講師：信夫 利衣子氏>
  - 場所 豊田中央図書館 <聞こえる講師：伊藤 久代氏>



### (4) 高校生・大学生に対する理解啓発

- ア 高校 (豊田・杜若) 総合学習における相互理解と意思疎通
  - 内容 総合の時間において高校生 (自分たち) にできる取組を考察
- イ 大学等連携を活用した条例の理解促進
  - 内容 愛知学泉、県立芸術、愛知工業、中京、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校に条例ポスター及びチラシを配布
- ウ 大学生発「福祉橋プロジェクト」支援
  - 実施日 調整中
  - 主催 豊田広域ローターアクトクラブ



## 4 今後の予定

### (1) 市民・事業者向け条例説明及びガイドラインの検討

商工会等と連携し、差別解消法の改正説明と併せて条例の理解促進  
※令和3年度予定 商業関係説明 (2月)、旧町村6商工会説明 (3月)

### (2) 児童・生徒に対する理解啓発

社会福祉協議会による、小中高等学校での「障がい理解のための実践教室」の継続実施  
「WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会」(教育委員会)において、相互理解と意思疎通に関する条例に係る教育事業の検討

